

令和4年4月21日

安心して学生生活を送るための大学における
感染症拡大防止ためのガイドライン
【第3次改訂版】

令和4年4月21日 福知山公立大学

初版 令和2年9月16日

第1次改訂版 令和3年6月1日

第2次改訂版 令和3年9月28日

【本ガイドラインの趣旨】

新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異、ワクチン接種の進行などにより新たな段階を迎えつつあると言えます。こうした状況を受けて、2022年度よりの本格的な全面的な対面授業の再開にあたり、昨年9月28日にご案内していた「安心して学生生活を送るためのガイドライン」を改訂します。

なお、このガイドラインは、今後の感染状況の変化や政府及び京都府の方針等により改定することがありますので、ご注意ください。

1. 基本事項

【重要事項】

- ・以下のうち、1つでも該当する場合は、必ず大学（student@fukuchiyama.ac.jp、学生係）までご連絡ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した（陽性となった）場合
- ・濃厚接触者となった場合
- ・家族等の同居者が濃厚接触者となった場合
- ・PCR検査を受診した場合

a. キャンパス入構にあたって

- 1) 本学キャンパスに入構する場合（学外者を含む）には、通学時及びキャンパス滞在時にマスクの着用をしてください。（食事や運動等でマスクを着用できない場合を除く）。
- 2) 学生・教職員が入構する場合（学外者を含む）は、入構前に必ず検温を行い、発熱がある場合や倦怠感を感じる場合、咳等が続く場合には、自宅で待機し、入構を控えるようにしてください。
- 3) 学生・教職員はじめキャンパス入構者には万が一のために、各自で学内での行動記録を取るようお願いします。それとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）もしくは京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」のインストールにご協力をお願いします。
- 4) 学外者に対しては、不要不急のキャンパス入構を控えるようにしてください。また、発熱や咳等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、入構禁止といたします。

b. キャンパス内での施設等の利用にあたって

- 1) 各施設の入口全てに消毒液を配置しますので、各自で手や指の消毒を行ってください。
- 2) メディアセンター、まちかどキャンパス等では、本ガイドラインのほか、各施設の運用基準に従って利用していただくことがあります。また、検温や入退室記録を求める場合がありますので、その際には協力してください。

- 3) 各施設においては清掃業者が、研究室については該当教員が、一日一回、ドアノブ等の拭き掃除に取り組みます。
- 4) 各部屋の利用者は、扉の開放、窓の常時又は一定の時間間隔での開放に努め、換気を行ってください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、一定の時間間隔で扉を開放して換気を行ってください。天気や利用用途により常時窓を開放することが困難な場合は、可能な程度での窓の開放や、換気装置の作動により換気の確保に努めてください。

c. 日常生活について

- 1) 新型コロナウイルス感染症に感染した学生、濃厚接触者となった学生、家族等の同居者が濃厚接触者となった学生、PCR検査を受診した学生について、一つでも該当する場合は、大学 (student@fukuchiyama.ac.jp、学生係) までご連絡ください。
- 2) 学内外においては、厚生労働省ホームページに掲載の「新しい生活様式」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html、巻末の資料参照) の積極的な実践と「感染リスクが高まる「5つの場面」(①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり)の回避に努めてください。また、自身の健康管理に留意し、身体的距離を確保する、食事の際に会話を控える、ハンカチを持参する等、各自において感染予防のための取り組みをしてください。
- 3) 京都府が呼びかけている「きょうとマナー」(①適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!、②会話の時はマスクを着用!、③食事前、退店時には手指消毒を!、④お店では大声で話さないでください!、⑤2時間、4人までを目安に!) (https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_5manner.html、巻末の資料参照) を実践してください。
- 4) 「まん延防止等重点措置」実施時及び「緊急事態宣言」発出時(以下「緊急時」)には、課外活動の前後などの会食を禁止するとともに、「新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止」、「大人数での行動や友人の下宿等での宿泊の禁止」、「食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止」の3つの禁止事項を厳守してください。
- 5) 高齢者や肺気腫などの肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群などの基礎疾患のある人などに会う場合は、特に慎重に行動するようにしてください。

d. その他

- 1) 外国人留学生や研究者の受入れ、外国への留学や出張においては、「外務省海外安全ホームページ」 (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) 等、政府等が発信する最新情報を把握し、大学において実施の適否を判断します。また、日本への帰国・入国においては、政府によるいわゆる水際対策に沿って適切に対応します。

2. 授業運営等

- 1) 2022 年度学期授業は、三密の回避に配慮して感染拡大予防に努めつつ、すべての授業を対面で実施します。ただし、各授業科目の授業実施方法は、緊急事態宣言の発出等によって変更されることがあります。その際には学生ポータルを通じて連絡しますので、注意してください。
- 2) 授業では、感染対策として距離を保つために、できるだけ他の受講者との間隔をあけるよう努めてください。
- 3) 非接触体温計を 1 号館事務局、3 号館 1 階、4 号館 1 階、2 号館カフェスペースに配備し、検温できる態勢を講じていますので、必要に応じて検温してください。
- 4) 基礎疾患等で受講上の配慮を必要とする場合は、大学学務担当まで申し出てください。
- 5) 学外での実習、フィールドワーク等を行う場合には、本ガイドラインの基本事項を厳守するとともに、利用施設等が定める感染予防マニュアル等に従って実施してください。また、グループで活動する場合には、少人数で編成する等の工夫を講じるとともに、公共交通機関を利用して移動する場合には可能な限り混雑する時間帯を避ける等、感染拡大の予防に努めてください。
- 6) 感染症の状況により、授業の実施方法を変更する場合には、決定次第速やかに学生ポータルを通じて連絡しますので、大学からの連絡に注意してください。

3. 施設・設備（学習施設、実験施設、運動施設、その他諸施設）の利用について

- 1) 各施設においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行うことがありますのでご理解ください。
- 2) メディアセンターにおける座席は、アクリル板などを設け、座席の間隔を空けるようにしますので協力してください。
- 3) メディアセンターでの貸出手続きや受付等における順番待ちの場合には、フロアマーカ等により人と人との間隔を空けるようにし、利用者と対面で応対する場合、原則としてアクリル板により遮蔽しますので、ご理解ください。
- 4) 複数人で共用する器具等は、利用者において使用前に適宜拭き掃除等を行うようにしてください。

4. 食堂の利用

- 1) 座席数を減らして館内利用者数を制限します。
- 2) 入口に消毒液を配置しますので、入店時には各自で手や指の消毒を行ってください。
- 3) 食堂の入口と出口を分けて動線を固定しますので、従ってください。
- 4) 順番に並ぶ場合は、フロアマーカ等により人と人との間隔を空けるように示しますので、ご協力ください。
- 5) 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽します。
- 6) テーブル上に飛沫防止の透明ボードを設置するとともに、使用不可の場所（席）を明示して間隔を空けることで対面着席や隣席への着席とならないようにしていますので、使用禁止とされたテーブル及び場所は絶対に使用しないでください。

- 7) 利用者は、大声での会話は控えるとともに、食事等が終了次第速やかに移動し、滞留時間を短くするようにしてください。
- 8) 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認する等、衛生面や健康面の管理を徹底しています。
- 9) 館内での混雑を避けるため提供する食事以外に、食品販売（パン等）を行います。

5. 課外活動の実施

- 1) 公認サークル・公認学生団体及び学生プロジェクト等（以下「団体」という。）が、学生のみで課外活動を行う場合、学内・学外、屋内・屋外を問わず、必ず活動計画の届出を事前に行い、承認を受けてください。（団体顧問、指導教員が立ち会う場合は、この限りではありません。また、オンラインのみの活動も対象外とします。）届出は学生係に提出してください。
- 2) 活動計画を事前に届出しない場合は、活動を認めません。
- 3) 団体は、構成員の日常的な健康管理及び観察に努め、発熱、倦怠感、軽度であっても咳や咽・頭痛等の体調不良者及び海外から入国後2週間以内の者は、課外活動に参加しないでください。
- 4) 団体の活動については、学生支援委員会等において、それぞれの活動の特性に応じた感染拡大予防に関する取り扱いを別途通知し、活動を制限することがあります。
- 5) 運動・スポーツ時には呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や三密の徹底的な回避に努めてください。
- 6) 課外活動前後の会食については、緊急時には禁止とし、その他の時には、「きょうとマナー」（https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/corona_5manner.html、巻末の資料参照）を厳守の上、人数等に留意し、三密を徹底的に回避してください。
- 7) 団体が本学施設を使用して活動を行う場合、本ガイドライン及び別途定めるチェックリストを提出してください。
- 8) 団体は、学外施設を使用して活動を行う場合、利用施設や主催団体等が定める感染予防マニュアル等に従って行動してください。

6. 窓口業務

窓口は平常通り対応しておりますが、感染リスク回避のため、事務取扱時間は、京都府や近畿圏の感染拡大状況を勘案しながら適宜変更することがあります。

感染拡大防止の徹底について

新型コロナウイルス感染症については、今後の更なる流行も考えられますので、一人ひとりが感染拡大防止の徹底を心がけるようにしてください。

また、今後の状況によりガイドラインや本学の方針（各授業の実施方法の変更を含む）が変更される場合は、学生ポータルにて変更をご連絡しますので、必ず確認してください。

【参考】 濃厚接触者について

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等で陽性となった者（患者）と、感染の可能性のある期間（症状が出る 2 日前から入院等になるまでの期間）に接触し、以下の範囲に該当する場合は濃厚接触者と定義されます。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液などの汚染物に直接触れた可能性のある者
- ・その他：手で触れることのできる距離（1メートル）で、必要な感染予防策なしで患者と 15 分以上の接触のあった者

京都府のホームページより（<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/qa.html#q1>）

関連資料

- ①「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）
- ②「きょうとマナー」（京都府）
- ③行動記録表 大学での行動をメモするための用紙です。行動を記録する際に役立ててください。